

<<<今号の目次>>>

1. コラム

「ダイバーシティ推進による多様な働き方～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～」

2. 最新情報

《お知らせ》 3件

《地方公共団体等の動き》 5件

---

■□■ 1. コラム



「ダイバーシティ推進による多様な働き方～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～」

---

社会保険労務士法人グラス 代表 新田香織

コロナ禍により、テレワークが新しい働き方の1つとして定着しつつあります。私は社労士の立場からこの10年、ダイバーシティ推進を行ってきましたが、去年はテレワーク導入のセミナーとコンサルをする機会が一気に増えました。

そのなかで、テレワークを上手に活かしている会社は、総じて会社と社員、社員同士が良好なコミュニケーションを取りながら、お互いを信頼して働いていると感じています。

反対に普段から風通しが悪い会社は、テレワーク勤務者が真面目に働いていないのではないかと疑ったり、過度な情報共有を強いたりすることで、結果としてテレワークを根づかせることが困難な傾向があるようです。自分は真摯に仕事をしているのに、相手からきちんと評価されていないとしたら、市場価値のある優秀な人ほど、テレワークが上手に行われている会社に転職しようと考えてもおかしくないのではないのでしょうか。

参考までに、弊社の取組を御紹介します。弊社スタッフは、週3回は在宅勤務、週2回は朝の在宅勤務後の時差出勤という働き方を実践しています。在宅勤務の日は通勤時間がないため、遠方から通っているスタッフは、在宅勤務の日に労働法のオンライン講座の受講を始めました。また別のスタッフは、遠方に住む父親の看取りの時期に2週間ほど帰省し、テレワークで仕事を続けました。この時は、日中の予定が立てにくい状況であることから、事業場外みなし労働時間制を適用して、仕事の進め方等をスタッフに一任しました。制度上、コロナ以前からテレワークが可能でしたが、スタッフには意識面でのハードル(遠慮)があり、保育園の面談時などに利用するのみで十分に活用されていたわけではありませんでした。

しかしコロナ禍によりテレワークが当たり前のように根づいたため、時間の余裕が生まれ、自己研鑽や私生活との両立に結びついたのでと思っています。ワーク・ライフ・バランスの実現に、テレワークは大きく寄与していると確信しています。

---

## ■□■ 2. 最新情報

---



《お知らせ》

### 【内閣府】

「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」申込受付中！（内閣府・経団連共催）

→本セミナーでは、「ウィズ・ポストコロナ時代における企業のダイバーシティ推進に向けて」をテーマとし、先進企業の経営者からダイバーシティ推進に対する考えや取組、今後の課題等について話を聞くとともに、先進企業からの事例紹介を通じて、ダイバーシティ・マネジメントに対する理解を深めます。皆さまの御参加をお待ちしております。

日時：2021年3月4日（木）10:30～12:00

開催方法：オンライン開催（Zoom ウェビナー）

申込締切：2021年2月26日（金）

※参加費無料

詳細・申込はこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/event/meeting.html>

### 【厚生労働省】

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の申請はお済みですか？  
→新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、特別な有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となりますので、積極的に御活用ください。

（支給額）

特別な有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（※）

※日額上限：15,000円（2020年3月31日までの休暇分については8,330円）

（支給対象期間及び申請期限）

休暇取得の時期によって申請期限が異なるため御注意ください。

○2020年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒2020年10月1日から2021年3月31日まで申請受付

○2021年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分

⇒2021年1月1日から同年6月30日まで申請受付

※なお、2020年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分について、申請受付は2020年12月28日で終了しています。（＊）

＊ ただし、労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の御相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合等、やむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を徒過して申請することが可能です。詳細は下記厚生労働省ホームページを御覧下さい。

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は対象になりますので、申請を御検討ください！（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要です。）

（助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら）

厚生労働省ホームページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pagel07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html)

（制度や申請書類の記載に関するお問い合わせ先）

コールセンター

0120（60）3999（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

（小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口の御案内）

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を都道府県労働局に開設し、事業主の方に対して、当助成金の活用の促進や申請のサポートを行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000706917.pdf>

#### ●テレワークに関するオンラインイベント

→テレワークを行う際、労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。

厚生労働省では、労働者の方を対象に、テレワークに係る労働関係法令についての解説や、テレワークに必要なアプリの紹介・デモンストレーション等、テレワークの導入に役立つオンラインイベントを開催します。

**【事前申込制・参加無料】**

**【開催日時・場所】**

・大阪 2021年2月17日（水）

・東京 2021年2月22日（月）・26日（金）

※各会場とも午前の部 10:00～12:00、午後の部 14:00～16:00

申込は WEB サイトにて

<http://teleworkevent.jp/index.html>

## 《地方公共団体の動き》

### 【青森県】弘前市

ワーク・ライフ・バランス Web シンポジウムのお知らせ

→ワーク・ライフ・バランス実現のためには、法制度の整備だけではなく、実際の労働現場での職場環境の整備、企業・従業員による制度理解が大切です。ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでおられる企業の皆様はもちろん、御興味のある方はどなたでも視聴できますので、視聴申込の上ぜひ御覧ください。

・プログラム：

- 1.基調講演：「笑顔あふれるまち弘前を目指して～弘前モデルのワーク・ライフ・バランス～」弘前大学人文社会科学部教授 李 永俊氏
- 2.弘前市内企業の取組事例照会：株式会社マル長、藤村機器株式会社
- 3.パネルディスカッション：「我が社のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組み」

・申込期間：2021年1月15日（金）～2月22日（月）まで

・公開期間：2021年2月11日（木）～2月23日（火）まで

・視聴費用：無料（Youtube 上への限定公開アップロード）

・視聴申込方法：web フォームまたは FAX でのお申込み

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/oshirase/kyouiku/2021-0121-2050-30.html>

### 【東京都】港区

令和2年度「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付しました

→区では、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業を認定し、その取り組みを応援しています。令和2年度に新たに認定した企業5社、新規分野認定1社、認定を更新した推進企業6社に対し、12月14日に、区長から「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付しました。各企業の取り組み内容は、後述のウェブサイトの新規認定企業取り組み内容一覧（認定期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日）、更新認定企業一覧（認定期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日）、新規分野認定企業（認定期間：平成30年10月1日から令和3年9月30日）に記載のとおりです。

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kouhou/kuse/koho/minato2021/202101/20210121top/07.html>

### 【新潟県】柏崎市

「身近な事例に学ぶワーク・ライフ・バランス推進セミナー」を開催します

→広く社会に浸透してきたワーク・ライフ・バランス。新型コロナウイルスによって働き方が大きく変わった今、改めてどのように進めたらいいのか、身近な事例から実践方法を学ぶセミナーを開催します。自社でもできる取り組みを、一緒に考えてみませんか。

・日時：2021年2月19日（金）14:30～16:30

・会場：柏崎市役所4階 4-2会議室

・講師：グローバルマーケティング株式会社 コンサルタント 山倉正稔氏

・対象：事業主、総務・人事担当者

・プログラム：ワーク・ライフ・バランスの基本と with コロナ時代のポイント、身近な企業のワーク・ライフ・バランス取り組み事例の紹介、参加者ディスカッション

・参加方法：会場のほか、Web会議システム（Zoom）を利用したオンライン受講も可能です。申し込み時に「会場での参加」または「オンラインでの参加」のいずれかをお伝えください。

・受講料：無料

・申し込み締切：2021年2月18日（木）までに、後述のウェブサイトに記載したいずれかの方法で、人権啓発・男女共同参画室へお申し込みください。 ※締切が迫っていますので早目のお申し込みを！

[https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/jinken\\_danjokyodosankaku/danjo/4/18794.html](https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/jinken_danjokyodosankaku/danjo/4/18794.html)

#### 【山口県】

宿泊施設テレワーク利用補助金について

→山口県では、情報通信技術を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方「テレワーク」の導入を促進しています。宿泊施設を利用してテレワークを実施する中小企業者に補助金を交付します。

・利用対象期限：2021年3月31日

・申請受付期限：2021年3月1日

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/hatarakikata/tereworkriyou.html>

#### 【福岡県】福岡市

「仕事と介護の両立支援とワーク・ライフ・バランス」セミナー

→政府が「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設の増加や介護従事者の処遇改善等も取組が進む一方、介護を理由に離職する人は年間10万人にものぼり、年々増加しています。介護離職のリスクが高いのは、経験とキャリアを重ねた熟練社員や管理職などの中核人材であり、中核人材の流失は企業にとって大きな損失です。そこで、多様な働き方が求められるなか、介護の面から企業の取組みのヒントとなるセミナーを開催します。企業として整えるべき環境整備や従業員への支援の在り方について、現場での経験を踏まえ、介護コンシェルジュからお伝えします。お気軽に御参加ください。

・日時：2021年2月25日（木）14:00～15:30（オンライン（Zoom））

・対象：経営者、管理職、人事・ダイバーシティ・ワークライフバランス推進等御担当者等30名

- ・ 講師：長崎大学ダイバーシティ推進センター 介護コンシェルジュ 内野睦美氏
- ・ 詳細及びお申込み：専用サイトから申し込みください。

<https://danjokiyodo.city.fukuoka.lg.jp/mieruka/news/detail/102>

---

#### 【編集後記】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活様式、働き方も大きく変わる中、株式会社ユーキャンが実施した意識調査によると、「(コロナ禍以降)今の企業で働き続けられるか不安になる機会が増えた 55.8%、ストレスを感じる機会が増えた 53.5%」、「今後、働く企業や働き方を決めるにあたって大切にしたいこととしては『収入』『ワーク・ライフ・バランス』を重視する傾向あり」、「with コロナ時代に活躍するために重要な能力として、1位は『ストレスに負けない精神力』」等の結果が得られたとのことです。いつまで続くか分からないコロナ禍を経験している中で、ワーク・ライフ・バランスの大切さをより実感するとともに、様々なストレスに負けない精神力、柔軟な適応力が社会の大きな変化のなかで改めて重要であることを感じます。

※「2021年のトレンド予測と with コロナ時代の働き方と学び方に関する意識調査」(株式会社ユーキャン/2020年12月)

[https://www.u-can.co.jp/company/news/1209916\\_3482.html](https://www.u-can.co.jp/company/news/1209916_3482.html)

---

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。  
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/>